

北陸信越運輸局報



平成29年2月1日（水曜日） 第502号

明日の交通・環境を創造します。
<http://www.tb.mlit.go.jp/hokushin/>

目 次

公 示	△「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P1
	△「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P8
	△「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P14
	△「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について	・・・P21
	△「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について	・・・P25
許認可等	△自動車分解整備事業の認証	・・・P29
	△指定自動車整備事業の指定	・・・P29
行政処分	△自動車分解整備事業者に対する行政処分	・・・P30

○ 公 示

（自動車交通部）

■ 公示第74号

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の一部改正について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月20日付け公示第42号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、平成29年1月16日から施行する。

平成29年1月16日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について (新旧対照表)

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第42号</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け公示第55号）に従って行うこととする。</p> <p>平成25年9月20日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 和 迩 健 二</p> <p>1. 通則 (1)・(2) (略) (3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用す</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第42号</p> <p style="text-align: center;">一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「自動車運送事業者に対する監査のあり方に関する検討会」の報告（平成25年4月2日）を踏まえ、一般乗合旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行政処分等を行う場合、この基準に従って行うこととする。</p> <p>なお、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等については、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け公示第55号）に従って行うこととする。</p> <p>平成25年9月20日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 和 迩 健 二</p> <p>1. 通則 (1)・(2) (略) (3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用す</p>

る場合 には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① (略)

② 法第9条第6項、第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項の規定による命令違反

③・④ (略)

(4)～(6) (略)

(7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

①・② (略)

(8)～(15) (略)

2. (略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(5) (略)

(6)「自動車運送事業(一般貸切旅客自動車運送事業を除く。)の監査方針について」(平成25年9月17日付け、国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号)2.(1)の特別監査に係る社会的影響の大きい事故又は違反があった場合には、(1)による事業

る場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① (略)

② 法第9条第6項、第16条第2項、第19条の2、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第3項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項の規定による命令違反

③・④ (略)

(4)～(6) (略)

(7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反(法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。)に伴い引き起こした重大事故等(自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故(当該事故の第一当事者(最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)及び(6)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)及び(6)の基準による基準日車等の2倍を上回らないもの((5)及び(6)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

①・② (略)

(8)～(15) (略)

2. (略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(5) (略)

(6)「自動車運送事業の監査方針について」(平成25年9月17日付け、国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号)2.(1)の特別監査に係る社会的影響の大きい事故又は違反があった場合には、(1)による事業用自動車の使用停止と併せて、当該違反

用自動車の使用停止と併せて、当該違反が行われた運行系統に係る用途のための停留所の使用の停止を行うことができるものとする。ただし、当該停留所の使用停止を行うことにより、当該運行系統における代替輸送が確保されず、利用者の利便が著しく低下する場合はこの限りではない。

(7) (略)

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当（5.（1）に該当する場合を除く。）することとなった場合に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

① (略)

② 次のいずれかに該当する場合（5.（1）③に該当する場合を除く）

イ・ロ (略)

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

が行われた運行系統に係る用途のための停留所の使用の停止を行うことができるものとする。ただし、当該停留所の使用停止を行うことにより、当該運行系統における代替輸送が確保されず、利用者の利便が著しく低下する場合はこの限りではない。

(7) (略)

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①又は②のいずれかに該当（5.（1）に該当する場合を除く。）することとなった場合に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

① (略)

② 次のいずれかに該当する場合（5.（1）③に該当する場合を除く）

イ～ロ (略)

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

ト～リ (略)
(2)～(10) (略)

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑤までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

①～③ (略)

④ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ～ホ (略)

へ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ト～リ (略)

⑤ 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合。

(2) (略)

6. (略)

附 則

1. この公示は、平成25年11月1日から施行する。
2. この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよ

ト～リ (略)
(2)～(10) (略)

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑤までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

①～③ (略)

④ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ～ホ (略)

へ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

ト～リ (略)

⑤ 法第7条第1号、第3号又は第4号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合。

(2) (略)

6. (略)

附 則

1. この公示は、平成25年11月1日から施行する。
2. この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよ

りも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3. 4. (1) ②の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け北信交旅第448号、北信交監第115号、北信技保第65号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け北信交旅第449号、北信交監第116号、北信技保第66号)の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
4. この公示の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則 (平成26年1月27日付け公示第82号で一部改正)

1. この公示は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正後の道路運送法第30条第2項違反の事項2に係る公示の規定は、平成26年1月27日以降の違反行為から適用する

附 則 (平成26年年4月30日付け公示第8号で一部改正)

この公示は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年年7月17日付け公示第31号で一部改正)

1. この公示は、平成26年10月1日から施行する。
2. 平成26年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則 (平成28年7月1日付け公示第19号で一部改正)

この公示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月18日付け公示第55号で一部改正)

1. この公示は、平成28年12月1日から施行する。

りも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。

3. 4. (1) ②の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け北信交旅第448号、北信交監第115号、北信技保第65号)及び「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」(平成21年9月30日付け北信交旅第449号、北信交監第116号、北信技保第66号)の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。
4. この公示の施行の日前に、従前の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則 (平成26年1月27日付け公示第82号で一部改正)

1. この公示は、平成26年1月27日から施行する。
2. 改正後の道路運送法第30条第2項違反の事項2に係る公示の規定は、平成26年1月27日以降の違反行為から適用する

附 則 (平成26年年4月30日付け公示第8号で一部改正)

この公示は、平成26年5月1日から施行する。

附 則 (平成26年年7月17日付け公示第31号で一部改正)

1. この公示は、平成26年10月1日から施行する。
2. 平成26年9月30日以前の違反行為については、改正前の通達に定める規定により行政処分等を行うものとする。

附 則 (平成28年7月1日付け公示第19号で一部改正)

この公示は、平成28年7月1日から施行する。

附 則 (平成28年11月18日付け公示第55号で一部改正)

1. この公示は、平成28年12月1日から施行する。

2. 「特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成23年1月21日付け公示第77号）は、平成28年11月30日限り、廃止する。

2. 「特定旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成23年1月21日付け公示第77号）は、平成28年11月30日限り、廃止する。

附 則（平成29年1月16日付け公示第74号で一部改正）
この公示は、平成29年1月16日から施行する。

（参考） 別表

○一般乗合旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反	適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反
運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反			運送法第27条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注) (注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。	60日車	120日車	運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注) (注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。	60日車	120日車
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注) (注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。	20日車	40日車		アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注) (注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。	20日車	40日車
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 30日車 警告 30日車	10日車 60日車 10日車 60日車	運輸規則第24条第4項	点呼の記録義務違反 1 記録 ①一部記録なし ②全て記録なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載 4 記録の保存 ①一部保存なし ②全て保存なし	警告 30日車 警告 30日車	10日車 60日車 10日車 60日車
運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	通達本文5.(1)④へによる	運送法第27条第3項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	通達本文5.(1)④へによる

■ 公示第75号

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

「一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成28年11月18日付け公示第56号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、平成29年1月16日から施行する。

平成29年1月16日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第56号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。</p> <p>平成28年11月18日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 江 角 直 樹</p> <p>1. 通則 (1)～(6) 略 (7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第56号</p> <p style="text-align: center;">一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>今般、「軽井沢スキーバス事故対策検討委員会」の総合的な対策（平成28年6月3日）を踏まえ、一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第40条の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、公示する。</p> <p>平成28年11月18日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 江 角 直 樹</p> <p>1. 通則 (1)～(6) (略) (7) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者（最初に事故に関与した車両等の運転者のうち、当該事故における過失が最も重い者を</p>

者をいい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)の基準による基準日車等の2倍((5)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

①・②略

(8)～(15)

2. (略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(6)略

(7)「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け、国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)。以下「貸切の監査方針」という。)に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合は、是正を確認するまでの間、違反営業所に所属する全ての事業用自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らざることとする。

イ (略)

ロ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反し

いい、また、過失が同程度の場合には人身損害程度が軽い者をいう。以下同じ。)と推定されるものに限る。)をいう。以下同じ。)の内容が次に掲げる場合は、(5)の基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)の基準による基準日車等の2倍((5)の基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車)とする。

①・② (略)

(8)～(15) (略)

2. (略)

3. 自動車等の使用停止処分

(1)～(6) (略)

(7)「一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」(平成28年11月18日付け、国自安第155号、国自旅第225号、国自整第218号)。以下「貸切の監査方針」という。)に規定する特別監査又は一般監査において、輸送の安全に関わる緊急を要する重大な法令違反であって次のいずれかに該当するものを確認した場合は、是正を確認するまでの間、違反営業所に所属する全ての事業用自動車の使用の停止処分を行うものとする。なお、行政手続法(平成5年法律第88号)第13条第2項第1号に規定された「公益上、緊急に不利益処分をする必要がある」に従い、弁明の機会の付与の手続きを執らざることとする。

イ (略)

ロ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反し

て、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

(8)～(11) 略

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合（5.（1）又は5.（2）に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

- ① 違反点数の付与により、違反点数の累計が51点以上となった場合
- ② 次のいずれかに該当する場合（5.（1）③に該当する場合を除く。）

イ～ロ 略

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して乗務前及び乗務後の点呼を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

て、道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合であって、営業所に配置している全ての事業用自動車について同法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

(8)～(11) 略

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①、②又は③のいずれかに該当することとなった場合（5.（1）又は5.（2）に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動は、前回の発動の後に付された違反点数の累計が51点以上となった場合に行うものとする。

- ① 略
- ② 次のいずれかに該当する場合（5.（1）③に該当する場合を除く。）

イ～ロ 略

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第5項の規定に違反して、全運転者が健康診断を受診していない場合。ただし、直近1か年の受診を確認できない場合であっても毎年度の定期的な受診を確認できる場合を除く。

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して乗務前及び乗務後の点呼を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第38条第1項及び第2項の規定に違反して、運転者に対して指導監督及び特別な指導を全く実施していない場合

ト 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

チ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

リ～ル （略）

③ 略

(2)～(11) 略

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなった場合（(2)に該当する場合を除く。）に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

①～③略

④ 次に掲げる命令に従わなかった場合

イ～ニ （略）

ホ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

へ～チ （略）

⑤ 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

⑥ （略）

(2)・(3) （略）

ト 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

チ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

リ～ル （略）

③ （略）

(2)～(11) （略）

5. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑥までのいずれかに該当することとなった場合（(2)に該当する場合を除く。）に行うものとする。ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分又は4. に規定する事業の停止処分を行うことができるものとする。

①～③ （略）

④ 次に掲げる命令に従わなかった場合

イ～ニ （略）

ホ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

へ～チ （略）

⑤ 法第7条第1号、第3号又は第4号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

⑥ （略）

(2)・(3) （略）

附 則

- この公示は、平成28年12月1日から施行する。
- この公示の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月20日付け公示第42号）に定める基準により行政処分等を行うものとする。
- この公示の施行の日前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

附 則（平成29年1月16日付け公示第75号で一部改正）

この公示は、平成29年1月16日から施行する。

附 則

- この公示は、平成28年12月1日から施行する。
- この公示の施行の日前に確認した違反行為については、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成25年9月20日付け公示第42号）に定める基準により行政処分等を行うものとする。
- この公示の施行の日前に、改正前の「一般乗合旅客自動車運送事業者及び一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の規定に基づき付された違反点数は、この公示により付されたものとして取り扱うものとする。

(参考) 別表

〇一般貸切旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反	適用条項	違反行為	初違反	基準日車等 再違反
運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反			運送法第27条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注) (注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。	60日車	120日車	運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反 検知器の備えなし(注) (注) 備えなしとは、アルコール検知器が1器も備えられていない場合をいう。	60日車	120日車
	アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注) (注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。	20日車	40日車		アルコール検知器の常時有効保持義務違反(注) (注) 常時有効保持義務違反とは、 ①正常に作動しないアルコール検知器により酒気帯びの有無の確認を行った場合に適用する。 ②正常に作動しないアルコール検知器であることを理由に酒気帯びの有無の確認を怠った場合に適用する。	20日車	40日車
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	40日車 警告 60日車	80日車 10日車 120日車	運輸規則第24条第4項	点呼の記録義務違反 1 記録なし又は記録の保存なし 2 記載事項の不備 3 記録の改ざん・不実記載	40日車 警告 60日車	80日車 10日車 120日車
運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	通達本文5.(1)④ホによる		運送法第27条第3項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	通達本文5.(1)④ホによる	

■ 公示第76号

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」
の一部改正について

「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日
付け公示第54号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、平成29年1月16日から施行する。

平成29年1月16日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について (新旧対照表)

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 5 4 号</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 4 0 条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 4 5 年法律第 7 5 号。以下「タク特法」という。）第 5 2 条第 1 項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第 1 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うことと<u>する</u>。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 1 4 年 1 月 1 7 日付け国自総第 4 1 4 号、国自旅第 1 3 9 号、国自整第 1 3 7 号。以下「1 4 年通達」という。）は、廃止する。</p> <p style="text-align: right;">平成 2 1 年 9 月 3 0 日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子</p> <p>1. 通則</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 5 4 号</p> <p style="text-align: center;">一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>一般乗用旅客自動車運送事業者（以下「事業者」という。）の法令違反について、道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号。以下「法」という。）第 4 0 条、タクシー業務適正化特別措置法（昭和 4 5 年法律第 7 5 号。以下「タク特法」という。）第 5 2 条第 1 項及び特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法（平成 2 1 年法律第 6 4 号。以下「タクシー適正化・活性化法」という。）第 1 7 条の 3 第 1 項の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のように定めたので、今後、管下の事業者に行行政処分等を行う場合、この基準に従って行うことと<u>されたい</u>。</p> <p>なお、「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 1 4 年 1 月 1 7 日付け国自総第 4 1 4 号、国自旅第 1 3 9 号、国自整第 1 3 7 号。以下「1 4 年通達」という。）は、廃止する。</p> <p style="text-align: right;">平成 2 1 年 9 月 3 0 日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子</p> <p>1. 通則</p>

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① (略)

② 法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第4項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項、タク特法第18条の2又は第37条第8項及びタクシー適正化・活性化法第8条の9第1項から第3項まで、同条第5項、第8条の11第1項、第16条の4第3項又は第17条の2の規定による命令違反

③～⑤ (略)

(4)～(7) (略)

(8) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項から第3項までの規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの（(5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。

①・② (略)

(9)～(16) (略)

2.・3. (略)

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①から④までのいずれかに該当することとなった場合（5.（1）又は6.（1）に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

(1)・(2) (略)

(3) 次に掲げる違反について、(2)の初違反、再違反又は累違反を適用する場合には、同一営業所におけるものかどうかを問わない。

① (略)

② 法第9条の3第4項の規定において準用する法第9条第6項、第16条第2項、第22条の2第3項若しくは第7項、第27条第3項、第30条第4項、第31条又は第84条第1項、タク特法第18条の2又は第37条第8項及びタクシー適正化・活性化法第8条の9第1項から第3項まで、同条第5項、第8条の11第1項、第16条の4第3項又は第17条の2の規定による命令違反

③～⑤ (略)

(4)～(7) (略)

(8) 違反の内容又は輸送の安全確保義務違反（法第23条第1項、第23条の5第2項及び第3項並びに第27条第1項及び第2項の規定に係る違反行為をいう。）に伴い引き起こした重大事故等（自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条第3号に規定する事故又は20人以上の軽傷者を生じた事故（当該事故の第一当事者と推定されるものに限る。）をいう。以下同じ。）の内容が次に掲げる場合は、(5)から(7)までの基準による行政処分等を加重することができる。この場合、加重は原則として(5)から(7)までの基準による基準日車等の2倍を上回らないもの（(5)から(7)までの基準による基準日車等が勧告である場合は警告、警告である場合は10日車）とする。

①・② (略)

(9)～(16) (略)

2.・3. (略)

4. 事業の停止処分

(1) 事業の停止処分は、次の①から④までのいずれかに該当することとなった場合（5.（1）又は6.（1）に該当する場合を除く。）に、当該違反営業所等に対して行うものとする。

なお、①から③までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

①～③ (略)

④ 次のいずれかに該当する場合（6.（1）⑥に該当する場合を除く。）

イ・ロ (略)

ハ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第3項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

ト～ヌ (略)

(2)～(10) (略)

5. (略)

6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑧までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の

なお、①から③までの累積点数による事業の停止処分は6月以内の期間を定めて行うとともに、2回目以降の発動については、前回の発動の後に付された違反点数の累計が、それぞれの基準に達した場合に行うものとする。

①～③ (略)

④ 次のいずれかに該当する場合（6.（1）⑥に該当する場合を除く。）

イ・ロ (略)

ハ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第21条第1項の規定に違反して、「事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」（平成13年国土交通省告示第1675号）が著しく遵守されていない場合

ニ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第24条第1項及び第2項の規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

ホ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について道路運送車両法（昭和26年法律第185号）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

ヘ 法第27条第2項の規定に基づく運輸規則第45条の規定に違反して、道路運送車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

ト～ヌ (略)

(2)～(10) (略)

5. (略)

6. 許可の取消処分

(1) 許可の取消処分は、次の①から⑧までのいずれかに該当することとなった場合に行うものとする。

ただし、許可の取消処分を行うことにより、地域住民等の生活交通の

確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分、4. に規定する事業の停止処分又は5. に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ～二 (略)

ホ 法第27条第4項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

へ～レ (略)

⑧ 法第7条第1号、第7号又は第8号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

(2) (略)

附 則

1. この公示は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1. (8)、3. (6)、4. (5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この公示の施行後に違反行為があったものについて適用し、この公示の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年通達の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達1. (8)の規定はなおその効力を有するものとする。

附 則 (平成21年11月20日付け公示第90号で一部改正)
この公示は、平成21年12月1日から施行する。

確保、高齢者、身体障害者等移動制約者の移動手段の確保その他公共の利益に著しい障害が生じるおそれがある場合であって、事業者が改善計画を文書で提出し、これに従って改善措置を講じることにより、輸送の安全及び利用者の利便が確保されると認められる場合には、3. に規定する自動車等の使用停止処分、4. に規定する事業の停止処分又は5. に規定する営業区域の廃止に係る事業計画の変更命令を行うことができるものとする。

①～⑥ (略)

⑦ 次に掲げる命令に従わず行政処分を受けた事業者が当該行政処分を受けた日から3年以内に同じ命令を受け、かつ、当該命令に従わなかった場合

イ～二 (略)

ホ 法第27条第3項に規定する輸送の安全確保の命令又は旅客の利便確保の命令

へ～レ (略)

⑧ 法第7条第1号、第3号又は第4号（事業者が当該役員の退任を求めた勧告に従わない場合に限る。）に該当することとなった場合

(2) (略)

附 則

1. この公示は、平成21年10月1日から施行する。
2. 1. (8)、3. (6)、4. (5)、(7)及び(10)並びに別表の規定は、この公示の施行後に違反行為があったものについて適用し、この公示の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成14年通達の規定により行政処分等を行うものとする。
3. この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達1. (8)の規定はなおその効力を有するものとする。

附 則 (平成21年11月20日付け公示第90号で一部改正)
この公示は、平成21年12月1日から施行する。

<p>附 則（平成22年1月29日付け公示第116号で一部改正） この公示は、平成22年1月29日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年4月5日付け公示第3号で一部改正） この公示は、平成22年4月5日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年4月9日付け公示第3号で一部改正） この公示は、平成24年4月16日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年9月20日付け公示第43号で一部改正）</p> <ol style="list-style-type: none"> この公示は、平成25年11月1日から施行する。 この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。 4.（1）④の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第63号、国自旅第131号、国自整第57号）の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。 <p>附 則（平成26年1月27日付け公示第83号で一部改正）</p> <ol style="list-style-type: none"> この公示は、平成26年1月27日から施行する。 この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。 	<p>附 則（平成22年1月29日付け公示第116号で一部改正） この公示は、平成22年1月29日から施行する。</p> <p>附 則（平成22年4月5日付け公示第3号で一部改正） この公示は、平成22年4月5日から施行する。</p> <p>附 則（平成24年4月9日付け公示第3号で一部改正） この公示は、平成24年4月16日から施行する。</p> <p>附 則（平成25年9月20日付け公示第43号で一部改正）</p> <ol style="list-style-type: none"> この公示は、平成25年11月1日から施行する。 この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。 4.（1）④の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、廃止前の「一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第63号、国自旅第131号、国自整第57号）の別添に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。 <p>附 則（平成26年1月27日付け公示第83号で一部改正）</p> <ol style="list-style-type: none"> この公示は、平成26年1月27日から施行する。 この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
--	--

附 則（平成26年4月30日付け公示第9号で一部改正）
この公示は、平成26年5月1日から施行する。

附 則（平成29年1月16日付け公示第76号で一部改正）
この公示は、平成29年1月16日から施行する。

附 則（平成26年4月30日付け公示第9号で一部改正）
この公示は、平成26年5月1日から施行する。

別表第1

○一般乗用旅客自動車運送事業者に対する違反事項ごとの行政処分等の基準 新旧対照表

新				旧			
違反行為		基準日車等		違反行為		基準日車等	
適用条項	事項	初違反	再違反	適用条項	事項	初違反	再違反
運送法第27条第3項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反			運送法第27条第2項	輸送の安全及び旅客の利便を確保するための遵守事項違反		
運送法第27条第4項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ホによる	運送法第27条第3項	輸送安全確保命令又は旅客の利便確保命令違反	60日車	通達本文6.(1)⑦ホによる
運輸規則第24条第4項	アルコール検知器備え義務違反			運輸規則第24条第3項	アルコール検知器備え義務違反		
運輸規則第24条第5項	点呼の記録義務違反			運輸規則第24条第4項	点呼の記録義務違反		

■ 公示第77号

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」の
一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月30日付け公示第58号）について、別添のとおり一部改正する。

なお、この公示は、平成29年1月16日から施行する。

平成29年1月16日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 5 8 号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号。以下「法」という。）第 3 3 条（法第 3 5 条第 6 項及び第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 1 6 年 7 月 9 日付け北信交監第 1 2 5 号、北信技整第 1 4 6 号。以下「平成 1 6 年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成 2 1 年 9 月 3 0 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 事業停止処分</p> <p>（1）次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6（1）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに 3 0 日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴っ</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第 5 8 号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について</p> <p>貨物自動車運送事業者の法令違反について、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第 8 3 号。以下「法」という。）第 3 3 条（法第 3 5 条第 6 項及び第 3 6 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定に基づく許可の取消し等の行政処分等を行う際の基準を次のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成 1 6 年 7 月 9 日付け北信交監第 1 2 5 号、北信技整第 1 4 6 号。以下「平成 1 6 年通達」という。）は、廃止する。</p> <p>平成 2 1 年 9 月 3 0 日</p> <p style="text-align: center;">北陸信越運輸局長 後 藤 靖 子</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 事業停止処分</p> <p>（1）次の①から⑧までのいずれかに該当する場合（6（1）④に該当する場合を除く。）において、違反営業所等に対して、該当する各号ごとに 3 0 日間の事業停止処分を行うものとする。ただし、⑤に該当したことに伴っ</p>

て②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて30日間とする。

また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。

① （略）

② 法第17条第4項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

③ 法第17条第4項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第4項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤～⑧ （略）

(2)～(13) （略）

6～8 （略）

附則

1 この公示は、平成21年10月1日から施行する。

2 5(7)、(9)及び(12)の規定は、この公示の施行後に違反行為があったものについて適用し、この公示の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成16年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附則（平成21年11月20日付け公示第94号で一部改正）

この公示は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成23年1月4日付け公示第70号で一部改正）

この公示は、平成23年4月1日から施行する。

て②に該当する場合の事業の停止期間（以下「事業停止期間」という。）は、合わせて30日間とする。

また、許可の取消処分を行う場合は、事業停止処分は、行わないものとする（以下同じ。）。

① （略）

② 法第17条第3項に基づく安全規則第7条第1項から第3項までの規定に違反して、全運転者に対して点呼を全く実施していない場合

③ 法第17条第3項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、営業所に配置している全ての事業用自動車について、道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「車両法」という。）第48条第1項に規定する定期点検整備を全く実施していない場合

④ 法第17条第3項に基づく安全規則第13条の規定に違反して、車両法第50条第1項に規定する整備管理者が全く不在（選任なし）の場合

⑤～⑧ （略）

(2)～(13) （略）

6～8 （略）

附則

1 この公示は、平成21年10月1日から施行する。

2 5(7)、(9)及び(12)の規定は、この公示の施行後に違反行為があったものについて適用し、この公示の施行前の違反行為については、これらの規定に相当する従前の平成16年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

附則（平成21年11月20日付け公示第94号で一部改正）

この公示は、平成21年12月1日から施行する。

附則（平成23年1月4日付け公示第70号で一部改正）

この公示は、平成23年4月1日から施行する。

附則（平成24年4月9日付け公示第4号で一部改正）

この公示は、平成24年4月16日から施行する。

附則（平成25年9月20日付け公示第44号で一部改正）

- 1 この公示は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
- 3 5（1）の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、改正前の「貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け北信交貨第273号、北信交監第138号、北信技保第86号）の別表に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

附 則（平成29年1月16日付け公示第77号で一部改正）

この通達は、平成29年1月16日から施行する。

附則（平成24年4月9日付け公示第4号で一部改正）

この公示は、平成24年4月16日から施行する。

附則（平成25年9月20日付け公示第44号で一部改正）

- 1 この公示は、平成25年11月1日から施行する。
- 2 この公示の施行の日前に確認した違反行為であって、この公示の施行の日において未だ行政処分等が行われていないものについて行政処分等を行う場合、この公示の規定を適用することが従前の規定を適用するよりも行政処分等を受ける者に不利益となるときは、従前の規定により行政処分等を行うものとする。
- 3 5（1）の規定は、平成26年1月1日以降に違反行為があったものについて適用し、平成25年11月1日から同年12月31日までの間における違反行為については、改正前の「貨物自動車運送事業者に対して行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け北信交貨第273号、北信交監第138号、北信技保第86号）の別表に定める「基準日車等」により行政処分等を行うものとする。

■ 公示第78号

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」の一部改正について

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について」（平成21年9月30日付け公示第59号）について、別添のとおり一部改正する。
なお、この公示は、平成29年1月16日から施行する。

平成29年1月16日

北陸信越運輸局長 江角 直樹

貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について（新旧対照表）

新	旧
<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第59号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」（平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という）は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 次に掲げる輸送の安全確保義務違反（法第17条第1項から第4項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）については、局長通達5（8）から（12）までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。</p> <p>①～③ （略）</p>	<p style="text-align: center;">公 示</p> <p>公示第59号</p> <p style="text-align: center;">貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について</p> <p>貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準において別途定めることとした貨物自動車運送事業者に対する行政処分を行うべき違反行為及び違反行為にかかる日車数等を下記のとおり定めたので公示する。</p> <p>なお、「貨物自動車運送事業者に対する行政処分を行うべき違反行為及び違反行為に係る日車数等について」（平成16年7月9日付け北信交監第128号、北信技整第149号。以下「平成16年通達」という）は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">平成21年9月30日</p> <p style="text-align: right;">北陸信越運輸局長 後藤靖子</p> <p>1～4 （略）</p> <p>5 次に掲げる輸送の安全確保義務違反（法第17条第1項から第3項まで、第18条第1項又は第22条第2項若しくは第3項の規定に係る違反行為をいう。以下同じ。）については、局長通達5（8）から（12）までに該当する場合を除き、3及び4の規定による日車数等を加重することができる。</p> <p>①～③ （略）</p>

6～10 (略)

附 則

- 1 この公示は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成16年通達に従って行政処分等を行うものとする。
- 3 平成21年12月31日までにを行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附 則 (平成21年11月20日付け公示第95号で一部改正)

この公示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月4日付け公示第71号で一部改正)

- 1 この公示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日までの違反行為については、改正前の公示により行政処分を行うものとする。

附 則 (平成23年3月31日付け公示第106号で一部改正)

この公示記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業 法第17条第3項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月9日付け公示第8号で一部改正)

この公示は、平成24年4月16日から施行する。

附 則 (平成25年9月20日付け公示第45号で一部改正)

- 1 この公示は、平成25年11月1日から施行する。

6～10 (略)

附 則

- 1 この公示は、平成21年10月1日から施行する。
- 2 この公示の施行前の違反行為については、廃止前の平成16年通達に従って行政処分等を行うものとする。
- 3 平成21年12月31日までにを行った監査により確認された運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存に係る違反についての基準日車等の適用については、警告以上とされているものについても、警告とする。

附 則 (平成21年11月20日付け公示第95号で一部改正)

この公示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則 (平成23年1月4日付け公示第71号で一部改正)

- 1 この公示は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 平成23年3月31日までの違反行為については、改正前の公示により行政処分を行うものとする。

附 則 (平成23年3月31日付け公示第106号で一部改正)

この公示記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業 法第17条第3項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項の規定は、平成23年5月1日から施行する。

附 則 (平成24年4月9日付け公示第8号で一部改正)

この公示は、平成24年4月16日から施行する。

附 則 (平成25年9月20日付け公示第45号で一部改正)

- 1 この公示は、平成25年11月1日から施行する。

2 貨物処分公示附則2に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日付け公示第124号で一部改正）
この公示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日付け公示第67号で一部改正）
1 この公示は、平成27年1月1日から施行する。
2 この公示記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

附 則（平成29年1月16日付け公示第78号で一部改正）
この公示は、平成29年1月16日から施行する。

2 貨物処分公示附則2に基づいて従前の規定により行政処分等を行う場合は、なお従前の例による。

附 則（平成26年3月27日付け公示第124号で一部改正）
この公示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日付け公示第67号で一部改正）
1 この公示は、平成27年1月1日から施行する。
2 この公示記3中の別表、違反行為欄中の適用条項欄中の貨物自動車運送事業輸送安全規則第5条の2の規定は、平成27年3月1日以降に違反行為があったものについて適用するものとする。

「貨物自動車運送事業者に対し行政処分等を行うべき違反行為及び日車数等について 別表」新旧対照表

新					旧				
別表					別表				
適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考	適用条項	違反行為事項	基準日車等		備考
		初違反	再違反				初違反	再違反	
法第17条第3項	過積載運送の引受け、指示等 1 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のもの ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの ③ 過積載の程度が10割以上のもの	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 30日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 60日車×違反車両数		法第17条第2項	過積載運送の引受け、指示等 1 過積載による運送の引受け ① 過積載の程度が5割未満のもの ② 過積載の程度が5割以上10割未満のもの ③ 過積載の程度が10割以上のもの	10日車×違反車両数 20日車×違反車両数 30日車×違反車両数	20日車×違反車両数 40日車×違反車両数 60日車×違反車両数	
安全規則第4条	2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送の指示 過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車 20日車 10日車	20日車 40日車 20日車		安全規則第4条	2 過積載による運送を前提とした運行計画の作成 3 過積載による運送の指示 過積載運送防止の指導及び監督の怠慢	10日車 20日車 10日車	20日車 40日車 20日車	
法第17条第4項 安全規則第5条	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	警告 20日車	10日車 40日車		法第17条第3項 安全規則第5条	その他輸送の安全を確保するための遵守事項違反 1 貨物の積載方法違反 2 コンテナの落下防止措置未実施	警告 20日車	10日車 40日車	

○ 許 認 可 等

■ 自動車分解整備事業の認証（自動車技術安全部）

認証番号	富認証第239号
認証年月日	平成29年1月23日
事業者名	牧野 泰三
事業場の名称	牧野 RACING
事業場の所在地	富山県富山市新庄本町2丁目311番1
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第363号
認証年月日	平成29年1月30日
事業者名	株式会社 マツダショップ長岡（法人番号 9110001023468）
事業場の名称	マツダオートザム長岡西
事業場の所在地	新潟県長岡市古正寺1丁目2842番地
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	原動機、動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝、連結
業務範囲の限定	なし

認証番号	新認証第364号
認証年月日	平成29年1月30日
事業者名	鈴木 和明
事業場の名称	スコーチ
事業場の所在地	新潟県三条市上保内字砂押甲794番地4
自動車分解整備事業の種類	普通自動車分解整備事業、小型自動車分解整備事業
対象とする自動車の種類	普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
対象とする装置の種類	動力伝達、走行、操縦、制動、緩衝
業務範囲の限定	なし

■ 指定自動車整備事業の指定（自動車技術安全部）

指定番号	北信指第20251号
指定年月日	平成29年1月23日
事業者名	株式会社 和田正（法人番号 1100001003759）
事業場の名称	株式会社 和田正 オートバックス長野店 車検センター
事業場の所在地	長野県長野市大字栗田字舎利田697番地1
対象とする自動車の種類	普通自動車（小型）、普通自動車（乗用）、小型四輪自動車、小型三輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第20252号
指定年月日	平成29年1月27日
事業者名	株式会社ビーエムホールディングス (法人番号 9120001183229)
事業場の名称	ビッグモーター松本店
事業場の所在地	長野県松本市渚二丁目7番37号
対象とする自動車の種類	普通自動車(中型)、普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、 小型四輪自動車、小型三輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第40118号
指定年月日	平成29年1月27日
事業者名	泉 知久
事業場の名称	泉モータース商会
事業場の所在地	石川県鹿島郡中能登町金丸671番地1
対象とする自動車の種類	普通自動車(中型)、普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、 小型四輪自動車、小型二輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

指定番号	北信指第20253号
指定年月日	平成29年1月31日
事業者名	長野ヤナセAG株式会社(法人番号 7100001005163)
事業場の名称	長野ヤナセAG株式会社AUDI松本
事業場の所在地	長野県塩尻市大字広丘吉田字道東1000番
対象とする自動車の種類	普通自動車(小型)、普通自動車(乗用)、小型四輪自動車、小型 三輪自動車、軽自動車
業務範囲の限定	なし
指定の条件	なし

○ 行政処分

■ 自動車分解整備事業者に対する行政処分(自動車技術安全部)

処分年月日	事業者の氏名 又は名称	事業場の名称	処分等の種類	違反行為の概要
	事業者の住所	事業場の所在地	違反条項	
平成29年 1月24日	株式会社籠瀬運輸 (7230001007304)	株式会社籠瀬運輸	自動車分解整備事業の停止 10日間	・自動車分解整備事業者は 道路運送車両の保安基準 不適合となる不正改造を 実施したこと。
	富山県黒部市沓掛 3133番地	富山県黒部市沓掛 3133番地	・道路運送車両法第99条 の2(施行規則第62条 の2の2第1項第4号)	

以上